

町議会議員選挙立候補に伴う党派所属の取扱いに
関する調査特別委員会会議録

日時 令和8年5月28日（木）

午後 1時32分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員（6名）

委員長	加藤木 直 君	副委員長	藤 咲 英美子 君
	関 誠一郎 君		三 村 孝 信 君
	猿 田 正 純 君		綿 引 静 男 君

欠席委員（なし）

地方自治法105条の規定により出席した者（1名）

議長 片 岡 藏 之 君

説明のため出席した者の職氏名

城里町選挙管理委員会書記長	大 津 好 男
城里町選挙管理委員会書記	塩 澤 友 則

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長	興 野 友 宣
主 任 書 記	山 口 成 治
書 記	鷺 翔 瑛

町議会議員選挙立候補に伴う党派所属の取扱いに
関する調査特別委員会次第

1 開 会

2 協議案件

（1）選挙管理委員会からの回答内容について

（2）今後の対応方針について

(3) その他

3 閉 会

午後 1 時 3 2 分開会

開 会

- 議会事務局長（興野友宣君） 皆様大変お疲れさまでございます。
調査委員会を開催するに当たりまして、加藤木委員長よりご挨拶をお願いします。

委員長挨拶

- 委員長（加藤木 直君） どうもご苦労さまです。
本日は大変お忙しい中、調査特別委員会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。
本日の委員会は、選挙管理委員会から送られてきました回答の内容確認、それと今後の内容方針につきまして協議を行うものでございます。慎重なる審議をよろしくお願いをいたしまして、挨拶といたします。
○議会事務局長（興野友宣君） ありがとうございます。
本日片岡議長にもご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。
○議長（片岡藏之君） 大変ご苦労さまでございます。
なんか天気の方も、やたら蒸し暑かったりなような、寒かったり、いろいろ天気がしていますけれども、そんな中でも皆さん元気に調査委員会にご出席いただきましてありがとうございます。
加藤木委員長と慎重審議をお願いして、挨拶といたします。ご苦労さまです。
○議会事務局長（興野友宣君） ありがとうございます。
それではここからの進行は加藤木委員長にお願いしたいと思います。加藤木委員長よろしくをお願いいたします。

協議案件

- 委員長（加藤木 直君） それでは、早速会議に入ります。
まず、1 番の選挙管理委員会からの回答内容につきましてを議題といたします。
本日は選管のほうから書記長、そして、塩澤さんに出席をいただいております。
まずは、回答の内容につきまして説明をお願いしたいと思います。
書記長。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 本日は本当に皆様大変お忙しい中、いろいろ余計な仕事をつくる中ご参加いただきましてありがとうございます。

今、委員長のほうから説明を求められているんですが、今回タブレットに表示されている資料があるんですが、委員長、これは……。

○委員長（加藤木 直君） 着座で。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） ずっと上から順番のご説明でよろしいでしょうか。

○委員長（加藤木 直君） 順番で。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） そうですか。分かりました。

それでは、まず、茨城県市部連合会からあった文書のほうから、内容をちょっとかいつまみながらご説明します。

説明のほうは塩澤書記のほうからご説明いたしますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（加藤木 直君） 塩澤書記。

○選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 選管書記の塩澤です。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、24日付の特別委員会のほうから通知のほうで提出依頼のありました、自由民主党茨城県支部連合会からの通知一式ということで、今表示されておりますけれども、通知がありました、令和8年3月18日付ということで、23日に選挙管理委員会のほうで受け付けた文書になっております。

こちらの内容につきましては、4月21日に開催された特別委員会のほうで、書記長のほうが読み上げた通知文になっております。

次のページをお願いいたします。

こちらが、21日に開催された特別委員会を経まして、24日付特別委員会のほうから、町議会議員選挙における党派所属の取扱いに関する調査結果及び対応方針の報告依頼ということで、ご通知をいただいた内容になります。

こちらを基に、ゴールデンウィークを挟んでしまいましたけれども、5月12日に町選挙管理委員会のほうを臨時で開催いたしまして、園部委員長ほか各委員にご出席いただきまして、自由民主党茨城県支部連合会のほうへの対応と、あとこちらの特別委員会から求められた対応方針、あとさらに今後の対応、立候補受付時の対応等について、選挙管理委員会のほうで協議を行いました。

それをもって、その次のページをお願いいたします。こちら5月18日付になりますけれども、選挙管理委員会委員長ということで、自由民主党茨城県支部連合会様宛に、町議会議員選挙立候補に伴う党派所属の扱いについてということで、町選挙管理委員会の対応のほうと見解のほうと合わせて書面のほうで通知のほうをいたしました。こちらについては、18日に、自由民主党茨城県支部連合会様のほうに訪問させていただいて、事務局長のほう

がご対応いただいて、文書のほうを手渡しさせていただいたところでございます。その際、選管の委員長、園部委員長のほうも、書記長と私と3名で合わせて訪問させていただいているところであります。

文書の内容につきましては、前段のところ、今回の一連の件についてご迷惑をおかけしたということでお詫びのほうをさせていただきながら、中ほどになりますけれども、選挙における立候補届出の受理において、告示日の立候補届出時点で提出された杉山候補からの所属党派証明書につきましては、当時は政治団体として登録のある団体からの証明書であったため、受理を行ったところでありすけれども、自由民主党茨城県支部連合会様のほうから、党が公認をした候補者に限り所属党派証明書が発行される旨、政党としての取扱いについてご通知をいただいたところでありすので、町選挙管理委員会としましては、当時立候補届出の際に提出された支部発行の証明書については、無効な証明書であったという判断をいたしました。

それで、併せて町のホームページ、選管のページになりますけれども、杉山清議員に関する所属党派の記載について、自由民主党と記載が残っていた箇所について、無所属と改め、その旨を杉山議員宛、併せて通知のほうを行いました。現在はホームページ上も無所属のほうに記載のほうを訂正している状況であります。

最後になりますけれども、今後ということで、選挙管理委員会として、立候補届出における自由民主党の所属党派証明書については、茨城県支部連合会のほうが発行した証明書以外は受理しないということと、今後の選挙関係事務において、法令を遵守し、適正執行に努めてまいりますということで、今後の対応について記載のほうをした内容の文書のほうを届けさせていただいております。

次のページお願いいたします。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 委員長、ここからはちょっと私のほうからご説明いたします。

○委員長（加藤木 直君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） こちらに今表示されているものについてありますが、こちらが選挙管理委員会のほうから皆様の調査特別委員会の委員長、加藤木直様宛に出しております公文でございます。

町議会議員一般選挙における党派所属の取扱いに関する対応方針の報告及び提出書類についてということで、5月19日付で、こちらについても、選挙管理委員会の委員長と書記長の私と塩澤書記のほうで出向きまして、送致しております。

内容といたしましては、先ほどちょっと重なる部分はあるのですが、自民党県連からの公認推薦の事実がない旨の通知に対する選挙管理委員会としての公式な見解といたしまして、3月8日執行の町議会議員一般選挙における杉山候補の立候補届出における所属党派の取扱いについては、今開催されております、進めますが、調査特別委員会が設置され

ました。また、自由民主党の茨城県支部連合会様より、先ほどありましたが、公文によりまして町議会議員選挙立候補に伴う党派所属の扱いについての通知をいただくなど、各方面に混乱を生じさせ、大変ご迷惑をかけておるところでございます。

当該選挙における届出の受理については、3日告示の立候補届出時点で提出された所属党派証明書については、先ほど一度説明しておりますが、政治団体として登録のある団体からの署名であったため、受理をしてしまいましたが、先ほどの文書のとおり3月18日付の自由民主党茨城県支部連合会からの通知において、党が公認をした候補に限り所属党派証明書が発行される旨の自由民主党としての取扱いを確認いたしました。よって、当該候補者が立候補の届出の際に提出した支部発行の所属党派証明書は無効な証明書であったと判断しております。つきましては、町選管ホームページにおいて、当該立候補者における自由民主党の表記について無所属と訂正し、併せて、候補者でありました杉山清氏にその旨を通知することといたしております。

なお、先ほどのとおり、5月18日付で自由民主党茨城県支部連合会様のほうへも同様の趣旨の文書のほうを送致しておりますことをご報告したいと思います。

2つ目の今後の選挙執行において、県連と地域支部での判断が分かれた場合の党派証明受理に関する審査基準及び再発防止策といたしましては、今後の選挙執行において、自由民主党については、今般の通知により党が公認をした候補者に限り所属党派証明書が発行される旨の手続を確認いたしましたので、茨城県支部連合会が発行した証明書以外の所属党派証明書については受理をいたしません。

また、ここもやってやってよろしいですか。再発防止策についてであります。今後は立候補予定者説明会の際の資料、立候補の手引きになりますが、において、所属党派証明書に関する注意点を記載するなど、立候補予定者へ説明内容の変更及び周知を行うとともに、町選挙管理委員会事務局職員の事務執行における知識共有を図り、選挙関係事務全般においてさらなる知識向上に努めてまいります。

委員長、ここでちょっと一言よろしいでしょうか。

○委員長（加藤木 直君） はい、どうぞ。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） ただいまご説明したとおり、町の選挙管理委員会のほうから、調査特別委員会の委員長宛に文書を出しているところではありますが、ここで、町選挙管理委員会の書記長として、皆様一言お詫びをいたしたいと思います。

今回3月8日執行の議会議員選挙の中から、また直後において、立候補なされた方、また今の委員会に出ている方々、また自由民主党茨城県の支部連合会の方々、また、政治とか町に関しても、皆さんの混乱を、多大な混乱を招きまして、大変心の中から皆様にお詫びするところでございます。

文書であったとおり、今後については、説明会においても、候補者陣営に対して所属党派証明書の発行に関しては細かくご説明をいたしまして、今後このような混乱が生じない

ように、選挙管理委員会としても対応してまいりたいと思います。

本日は委員長おりませんが、選挙管理委員会を代表して、皆様に深くお詫びを申し上げます。ところでございます。どうもすみませんでした。

○委員長（加藤木 直君） ありがとうございます。

ただいま選管のほうからご説明をいただきました。また、最終的にお詫びということで書記長のほうからいただきました。

これに関しまして、ただいまの説明に関しまして、質問等がございましたらお伺いしたいと思います。ご質問等ございますか。

猿田委員。

○委員（猿田正純君） 今後ろにいる他の記者は、ちょっと怪しいと思って自民党としては書かなかったけれども、朝日新聞社さんは自由民主党と書いて、全部県内全部出しちゃっているんですよ。それに関してというのは、どういう説明をしたんですか。そのマスコミというか。

○委員長（加藤木 直君） 塩澤書記。

○選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 立候補届出の際に、立候補届出者の受付順、くじ引いて決まった順番の受付順で、立候補届出として、選挙管理委員会でも、その日告示を法的にすることになっております、受け付けた候補者の情報として。大体終了、その日に、報道各社から問合せ等ありまして、立候補の届出状況のほうを情報提供いただきたいということでありますので、告示している内容になりますので、そちらを要望があった報道関係機関に送付しております。そこは当然受付時の自由民主党と記載がされた告示の一覧になりますので、それを基に報道機関の判断において、無所属と直したり、そのまま報道ということがなされたと思っております。

○委員長（加藤木 直君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） それは提示されたそのものを報道している。それを直すわけではないんですよね。そのまま出したと。

○委員（関 誠一郎君） いいですか。

○委員長（加藤木 直君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） これただ、そういう形でやってしまったと、お詫びしますという形では済まされないと思うんだよね。自由民主党という形の中で投票した方がいるわけですよ。そういう部分の責任はどうするのか。これ申し訳ありませんでしたと済む問題じゃないと思うよ。そしたら、俺なんかだったら……。それで選管で受付して、いや申し訳ありませんでしたと、そういうことになるから。

ただ、何らかの形で、やっぱり罰則という形の中でやらないと、この特別委員会の意味がないと思うんだよね。お詫びして終わりました。何やっているのという話になるから。今日も町民何人かの人にも言われたけれども、こういう選挙管理委員会の体制の、なんて

いうのかな、処罰というのかな、そういう部分は、選管で何でも甘んじて受けますと、そういう話とかそういうのは全然ないのか。

○委員長（加藤木 直君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 処罰に関してですが、今日の特別委員会の前の当初でもご説明はしているところですが、当初の選挙時においては、まだそこまでの把握がされていなかった部分がございますので、今回選挙が終わった後に、自由民主党の県支部様のほうから、文書ということで、白田様連名によって出された中で、確定したという考えを持っているところなので、執行した選挙に関してですが、こちらのほうはもう自由民主党の記載の部分は修正はできないところなんです、受け付けた後での決定ということで、今、表示されているものに関して削除をしているというところがございますので。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございますか。

○委員（猿田正純君） こういうの罰則規定はつくれないんですか。

○委員長（加藤木 直君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 私この間も言ったように、結局開票終わって、要するに落選した議員が異議申立てをしたわけだ。それが却下された。受付しません。この問題何ら問題ないから受付しないと結局返されたということは、私に相談されたんだけど。

○委員長（加藤木 直君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 前回の特別調査委員会でも、今の関連するお話はしておりますが、異議申立てについては、本人のほうにも書面によって届けてくださいという話をしておりますので、却下とかそういうのは、そもそも書面で来るものなので、出てきている事実もないところなので、お言葉悪いですけども、却下という部分については、それはちょっと違うものだというふうに認識しております。

○委員（関 誠一郎君） その方も、結局もう終わったことだからこの問題は取り扱わないということを言われたということで、かなり憤慨されて私のところに来たわけですよ。それでも、この文書で、こういう形にしてやりました。終わりました。ちょっと納得できないな。

○委員長（加藤木 直君） 正式な形では出ていないということだよ。文章で書かなかった。口頭では言った、言わないの部分があるので、文書で正式なものでなければ対応できませんよということ。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） その部分に関しては、立候補の手引き、皆様にお示している、当初の説明会の中でも入っているとおりでありますので。

○委員（猿田正純君） 異議申立てというのは何日以内とあったんですか。そういうことこの間言っていましたよね。それで却下したという。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） それで却下じゃないんですよね。

○委員（猿田正純君） 受付はしないということ。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございますか。

猿田議員。

○委員（猿田正純君） 県の選管も行かれたんですよね。

○選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 当時でしょうか。

○委員（猿田正純君） 当時というか、県の選管のほうに何か伺ったような話をちらっと聞いたんですけども、この件ではないか。

○委員長（加藤木 直君） 証明書の件なんだよな。受け付けたとき。

○選挙管理委員会書記（塩澤友則君） その頃に問合せ、連絡とかはやりとりはさせていたいただいていますけれども、特にそれ以降は伺ったりはしていない。

○委員（猿田正純君） その県の選管のほうはどういうふうな話をされていたんですか。

○選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 当時でしょうか。当時は前回からと同じように、登録のある団体からの証明書ということで、公選法上拒む規定はないですね、ということです。

○委員長（加藤木 直君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 前回の委員会でも少しご説明しましたが、公職選挙法の中では、前回申請書類出したかどうかあれなんですけれども、逐条解説と判例に伴って、その取扱いの確認について、茨城県の選挙管理委員会のほうにも、こういうのがあるんだけど、こういうことですかということの問合せをして、受理をしているということになっておりますので、ただ、書面のやりとりではなくて、時間も時間なので、電話連絡で県の選管のほうにお問合せをして、その内容の確認をして受理をしていると。

○委員（猿田正純君） 県の選管もこれは許可をしているということになるわけですか。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 茨城県の選挙管理委員会ですと、茨城県の選管の事務として通常取り扱っているのが県議会選挙からなので、市町村の選挙に関しては、市町村に設置されている選挙管理委員会のほうが執行していきますので、また、扱いが別であって、最近ですと神栖さんとかいろいろありますが、市町村の選管の中で決めたものが上告というか行くと、そうすると、茨城県の選挙管理委員会のほうで、またそこで諮って、そこで確定しなければ裁判のほうでという流れになっていくものだという認識をしております。

○委員長（加藤木 直君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） ということは、じゃ、県の選管は、別に市町村のほうは自分たちでやりなさいということで言われてきたということで、判断は市町村がやると。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） もちろん判断は、当時の執行に関しては、最初の判断は町の選挙管理委員会になりますが、ずっとこういう事務をやっている職員だけではありませんので、疑義的なものに関しては、常々茨城県の選管のほうに指示を仰ぎながら、考え方の確認しながらやっているところであります。

○委員長（加藤木 直君） 県の選管では、政党に、政党届出があるものについては問題ないよという回答なんだろうかなと。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） そういうことですね。逐条解説の中で、判例になっている部分の内容の確認で、考え方がそういうことだということ。

○委員（猿田正純君） こういう支部推薦なんていうのが今までなかったからという話ですよね。こういうやり方をやっているこの人らがおかしいんだから、やっぱり桂支部あたり呼んで、しっかり聞かなきゃ駄目だこれ。

○委員長（加藤木 直君） ただ、政党としては、県連が認めたものというか、ちゃんと党として認めたものじゃなければ、自民党というものは公的な部分では出せないよということなのだろうかなというもので、今回はそれに従ったと、町選管が。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 後日、……に関して、執行時のものまで修正できないのですが、表示されている部分の情報については削除するということで対応していくと。

○委員長（加藤木 直君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） これ、万が一次点になった人が、自由民主党じゃない、黨員じゃなくて、黨員として名乗って選挙に出て当選した。次点の人が、結局この最後に、選挙関係事務全般においてさらなる知識向上を努めてまいります。こういう文言で終わりにしたら、次点の人は納得しないと思うんだよね。いや、本来なら、これ少し知識のある人なら裁判やるよ。おかしいんでしょうと。今、加味してやっているようだけれども、そういう形になっちゃうんだよね。だから、そういう問題で終わることではないと思うんだよね。知識向上に努める、それはないんでしょうと。

○委員長（加藤木 直君） ただ、最後の選挙結果を今の時点で当選か落選かとするのも、開票結果を見ながらできないよね、これもね。今さら逆転するってこともないとは思うんだけれども。

○委員（関 誠一郎君） これは難しいよ。これは済んじゃっているんだから。

○委員長（加藤木 直君） 神栖の場合のまんじゅうやとか、そういうやつだったらあれだけれども、それはできないにしても、ただ、罰則とかそういうものというのは、ただ、じゃ、どこがどういう、何に基づいて罰則をするかといっても、それもないんだよね。

○委員（猿田正純君） 公職選挙法というのがどこに位置づけになっているか、ちょっと勉強していないから分からないんだけれども、それは選挙管理委員会にあるわけじゃない。公職選挙法というのは。

○委員長（加藤木 直君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 今、猿田委員から、公職選挙法に関しては、法律を定めるというのが国で定めているものしかございませんので、町独自で選挙法を確立しているわけではないですから。

○委員長（加藤木 直君） ちょっと委員長いいですか。

文書については、杉山議員さんにも多分送られていると思うんですけども、何かしらの対応というか回答というか返答というかないですか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○委員（関 誠一郎君） ないですか。じゃ、求めるものでもないのかな、その内容が出したものが。

○委員長（加藤木 直君） 書記。

○選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 今回ホームページ上修正して、あと、この選挙管理委員会としては無効と判断しましたという旨の通知になりますので、特にこれを送って何かどうですかということを求めたものではなくて、選挙管理委員会の対応としての通知ということでお送りしています。

○委員長（加藤木 直君） この通知は選管からの一方的なものだけだよね。そうだよ。正直言ってさっぱりしていないものはあるけれども。

なにかほかにご意見ありましたか。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 今、説明を聞いて、謝罪というか、その責任の取り方がはっきりすればいいのかなという気がするんだよね。だから、例えば最終的には委員長ですよ。責任は、責任は委員長だから、委員長がどういう責任を取るかということだと思うんだよね。私は、例えば議場できちんと謝罪をするとか、そういう形を取るか、もしくは、例えば辞任するとかあるだろうけれども、私らは、選挙管理委員会に対して、私の個人的な意見だけれども、そういったことまでは、私としては、委員長の進退伺いまでにはなくていいのかなって気がしているんでね。ただ、きちっとした公式の場で謝罪をするというのは必要かなというような気が、今、猿田さんとか関さんの意見を聞いていて、やっぱり最終的には誰かがもうきちっと責任を取らなきゃならないんで、それはやっぱり委員長が責任取ること、ここははじめをつける。また選挙が今度8月と12月にありますから、体制を変えることなく、今までのあれでちゃんと緊張感を持ってやってもらうという形にして、そういう公の中での謝罪を求めるというようなことではいかがかなと思うんですが。

○委員長（加藤木 直君） だめですか、書記長では。

○委員（三村孝信君） 書記長の謝罪もあったんだけど、やっぱり町の行政のトップは町長だし、それから、選挙のトップは園部委員長なので、委員長がきちんとそれはやるべきで、あまり職員に、書記局長に、そこまでのあれは、ちょっと負担というか、やっぱりはじめは委員長でやらないといけない。

○委員（関 誠一郎君） 委員長だよな。

○委員長（加藤木 直君） それではほかに。

副委員長。

○副委員長（藤咲芙美子君） 確かに執行部のほうで、選管のほうで謝罪というか丁寧に、申し訳ありませんでしたというお言葉はいただきましたが、私はやっぱり関委員さんたちも言っているように、これまでのことはどうなのというのが、やっぱりどうも納得いかないし、すっきりしないという感じなんですね。これからは、じゃ、何とかそういうふうにかちんと選挙法を守ってやっていきますということは言われましたけれども、じゃ、これまでのことはどんなふうにけじめつけるのというのは、やっぱり私自身もそれは感じています。やっぱりほかの委員さんたちが言うように、議場での公の場でのけじめが必要なんじゃないかなというのは思います。

特に、私は一番この今回の文書を読んでいて感じたことなんですけれども、やっぱり本当に3月8日選挙投票日終わってしまったから削除して、本当にこれで済むのかなということが1つ。それから、あとは本人が県連で公認されていないというのに、何でポスターに公認を入れたのかということの問題、本人の本心を聞きたいということ、桂支部の支部長の本心も聞きたいということ、だから、桂支部全体ではどのように考えてこれを受けたのかということ、その辺のところがやっぱりきちんとはつきりしなければ、この特別調査委員会の設けた意味がないんじゃないかなというのを私感じております。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） ただいまの藤咲副委員長からの桂支部の問題と、あと、本人の考え方、それを聞きたいと。

○委員（猿田正純君） 問題は2人の責任も、それは選管としてはあると思うけれども、なぜそういうことをやったのという。さっきのどこに行っちゃったんですって、杉山さんに出してあるやつ。これもう無効にいたします。それだけで終わりなのという。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 藤咲さんがさっきまとめてくれたけれども、藤咲さんの言うとおりと私も思いますよ。事務レベルでの説明というのは、局長と塩澤事務員でやってくれたわけで、一応私はそれは評価したいと思うんですよ。これだけ丁寧に説明してくれたらね。

あとは、やっぱり本人とそれから桂支部の対応が問題になってくるんじゃないかと思うんで、調査をそちらへ今度移していくようにしたらいかがかなというふうには思うんですけども。

○委員長（加藤木 直君） じゃ、出頭してもらって、その内容を聞くということですかね。そうなってくると本人、支部長と。

○委員（三村孝信君） 支部長も、党としての対応というのは当然聞きたいところがあるんですけども、やっぱり一番問題なのは、本人にまず聞きたいなというのが一番あるんですよ。それはどうしてかという、自民党の本部へ本人が行っているんですよ、最初に。そこで、これは駄目ですよとされているにもかかわらず、そこからその当該議員が

いろんな画策というのか、いろんな手立てを考えて、そこでその支部を使うというやり方で推薦を出そうという結論に、結論というかそういうふうになったと思うんだよね。その経緯のところでは、支部長とか、桂の支部の皆さんの対応を聞きたいんですけども、まず最初に、本人がどういうことでやったのか。また、今日も持ってきていますけれども、選挙公報の中に、どうして自民党と、それからそういうのを書いたのかね。もう駄目だというその中において、あえてそういうことをしたということは、言ってみれば確信犯ですよ。ということは、知らないでやっちゃったというのは通用しない問題なのかなという気がするんで、そこら辺を本人に一番確認するのが大事な……がするんですけども。

次の段階としては、支部長も自民党行っているわけですよ。そこでも支部長、桂支部長もそこでやっぱりダメだというふうに言われているわけで、これを支部長も確認しているわけだよね。そこで、そこから支部推薦という方法を取っていくんだろけれども、だから、その経緯のところでは、支部長にも聴取をしたいと思いますけれども、まず最初はやっぱり本人なのかなという気がするんですけども。

○委員（関 誠一郎君） 本人も、やっぱり支部長も関連の人たちに来てもらって、それをきちっとした証拠、地固めをして、そして、本人のほうがいいんじゃないのか。

○委員（三村孝信君） それは、関さんが言うのももっともだと思うんだけど、だったら一緒、同じ日に呼んじゃうか。おそらく２人で申合せしてね、いろいろこういうふうに答えようかみたいなことはあると思うんで、それはできれば別々、別に。それで杉山さんだったら、当該議員さん、杉山さんでいいよね、杉山さんだったら、比較的定例会の後とか、そういったときには時間すぐ取れるじゃないですか。そういう形ではいいのかなと。それは皆さんの意見で、同じ日に支部長と議員共に呼んでもいいですし、関さんが言うように、最初に支部長とか呼んでやるというのも、それは構いません、私はどっちでも。ただ、設定しやすいのは、杉山さんを直接委員会呼んでやるのが、セッティングとしては一番、こういう定例会の後でもできますから、どうかと思ったんですけども。

○委員長（加藤木 直君） なんか話では、事務局長が勝手にやってみたいな、そういう話もあって。

○委員（三村孝信君） それで、私もそういう形できつとなると思うんですよ。それは、県連に行ってもそういう話をしてたということを聞いているんで。だから、そうしたらその事務局長ですかを呼ぶような形になるし、支部長を呼ぶような形になるかなというふうには思うんですけども。

○委員長（加藤木 直君） まず、本人の話を聞いてからということですか。

○委員（関 誠一郎君） そのほうがいいと思うよね。

○委員（三村孝信君） じゃ、それならば、設定しやすいよね。

○委員長（加藤木 直君） 定例会の前はちょっときついでしょう。

○委員（三村孝信君） 全協ですか。全協がありますね。

あと事務局で大変だった場合。

○委員長（加藤木 直君） 全協にならないんじゃないのか。

最初は全協か。そうだな、これから始まるのは。

○委員（三村孝信君） あとはこのメンバーだったら、議運なんですよ。議運の後というのはどうですか。このメンバーです。それに杉山さんに来てもらえばいいだけなんだよね。

時間は少し早めにしますか、議運2時からでしょう。

○議会事務局長（興野友宣君） これあれですよ、強制力ないです。

○委員（三村孝信君） じゃ、全協か。

○議会事務局長（興野友宣君） 全協だったら絶対来ますから。

〔発言する者あり〕

○委員長（加藤木 直君） じゃ、そういうことで、まず9日、それで、都合悪ければ12と、さらに悪い時は16ということで予定をしたいと思います。

内容的には杉山議員さんに中身を聞くということで、聞かれる内容等についても、よく準備をしておいていただきたいと思います。

ということで、ほかにはございますか。そのほかには。

○委員（猿田正純君） さっき三村委員が言ったように、選管のほうの聞き取りはどうしますか。委員長に謝罪とか、それは求めるのは議会から求めるんですか。それとも。

○委員（三村孝信君） いや、議長に発言を求めるって言って、委員長のほうから発言を求めたいと言ったほうがスマートでいいんじゃないのかな。こっちから呼び出すような形じゃなくて、私らは選管の委員長に敬意を払って、それをしないで、委員長のほうから発言を求めると言えば、そのほうがそれを許可しますでいいじゃない。

○委員長（加藤木 直君） ちょっとお時間よろしいですかね。それだったら、そうすると、それで選管はそこでもう一旦終わりだよね。選管については。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） すみません、選管の話、ちょっと議場のほうに選挙管理委員長が入るといっていいんですか。

○委員長（加藤木 直君） ここじゃなくて、委員会じゃなくて議場ですよ。

○委員（三村孝信君） きちんとした謝罪はそのほうがいいと思うよ。だって、そうすれば議会の広報なんかでも扱いやすいじゃない。きちんとした選挙管理委員会からあったということで、広報委員会でもそれを記事にできるじゃない。そういう形で、それでそれも一つのけじめになるんじゃないの。

○委員長（加藤木 直君） 選管はそれで終わると。

○委員（関 誠一郎君） やっぱこういう問題は、やっぱり当選者議員さん全部知る権利があるから、そのほうがいいと思う。ただ、ここだけで知るんじゃない。

○委員（猿田正純君） 落ちた議員も知る権利ありますからね。

○委員長（加藤木 直君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君）　ちなみに日程のお話なんですけれども、本会議で実施するのか、全協が一番初めに始まるわけなんです、どちらのタイミングになるのかと思うんですが。

○委員（三村孝信君）　いや、これは全協はやっぱり正式なやつじゃないから、本会議が一番きちっとしていいんじゃない。それで本会議なんかユーチューブで生放送やっているし、それで多くの人も知るでしょうよ。そのほうがきちっとしたあれになるんじゃないの。

○委員長（加藤木　直君）　だったら初日か最終どっちかだね。

○委員（三村孝信君）　初日がいいんじゃないの。先にやっちゃうのが。

議長が認めれば可能でしょうよ。

○副委員長（藤咲芙美子君）　この前ちょっと聞いたんだけど、この審議をして決を取ったりとかなんかするというときには、本人は議場から除外するというようなことを多分言ってなかったか。

○委員長（加藤木　直君）　それは、ある人が前回この調査委員会を立ち上げるときに、本人除籍だろうと、なんでしなかったんだと。そうしたら、ある人が、ただ、その中身自体が、まだその人、これはその人だと特定していない状況の中で、まだできないんじゃないかなと。

○委員（三村孝信君）　俺あれ言ったんだけど、あれ、私杉山議員と言った。

○議長（片岡藏之君）　言っていない。

○委員（三村孝信君）　言っていないよね。じゃ、もう除斥……。

それ出ていたらおかしいじゃん。

○委員長（加藤木　直君）　一般的には誰々だろうというのはあるかもしれないけれども、その中で、まだ言っていない状況の中ではどうなのかなということを言ったんだけど。

はい、議長。

○議長（片岡藏之君）　個名が出てくれば、事務局と相談して退席とかという方法を取らなくちゃならないと思ったんだけど、でも、名前も個名も出てこないし、選挙における申請書の書き方にちょっと不備があったんじゃないかという文言で三村議員からあったから、だから超党派の件でね。だから、多分あそこにいた人は、全部あの人だというのは分かったと思うんだけど、だから、そういう意味で、除斥とかそういうあれは必要ないんじゃないかなという判断です。ですから、手を挙げればあれでしょうけれども。

○委員長（加藤木　直君）　藤咲さん、そういうことで、提案されたときに、個人の名前は言っていないので、そのときに誰がどうこうというのじゃなくて、もっとぼやつとした形だね。誰々がって言うのは言ってないんですよ。

○委員（三村孝信君）　よく覚えている。議事録見てもらえば分かるけれども、なるべく言わないようにはしたよ。

〔発言する者あり〕

○委員（三村孝信君） それで出ていったらかえって変じゃんね。自分だって言っちゃう。

○副委員長（藤咲芙美子君） そういうことをちょっと聞いたものだから。そこをはっきりしておいたほうがいいかなと思って、ちょっとね。すみません。

○委員長（加藤木 直君） 葬式行ったときに人に話すんだよね。

○副委員長（藤咲芙美子君） はっきりしといたほうがちょっとなんかいいかなと思って。ごめんなさい。

○委員長（加藤木 直君） 誰と特定して言っていないからね。中身では分かっているけれども。

じゃ、そういうことで。

それでは、ただいま言いましたように、今後の対応といたしましては、そういうことで本人からの事情の聴取をするということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 日程については、先ほど言ったとおりでございます。

ほかに何かございますか。その他で。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） 私も何十年と議員やっていて、新年度予算の中で、可決した、否決した中、可決でしょうね、そのときは、私もずっと新しくなられた課長さん、また結局執行部と議会が懇親会をやってきたんですよ。議会だけで懇親会というのは、いまだかつて前例がないことで、やっぱり執行部と議会の懇親会をもしできればなと思うんですけども、どうでしょうね。4月にできなかったから、総務課長どう思う。

○総務課長（大津好男君） 今、ちょっと特別委員会の中ではありますけれども、それを外れた中で、次に開催される議運の中でそういうお話になっています。あとはそういう名目もあると思いますので、それは議会事務局長のほうに一任してもよろしいのかなと思ってはいるんですが。

○委員長（加藤木 直君） じゃ、次回の議運の中でちょっとやってみます。そこで。

三村委員。

○委員（三村孝信君） この杉山さんに送った通知というのは、桂支部にも送っというてもらってもいいかね、これは。桂支部、支部長宛にこういうこういう党からこういうのを送っています、送りましたというのは、やっぱりそれは一つの認識を支部長に持ってもらいたいと思うんで。

○委員長（加藤木 直君） もう支部長に行っているかもしれないけれども。

○委員（三村孝信君） もちろん嘘言っているわけじゃないけれども、やっぱりきちっとした選択からの通知がいつているということが大事だと思うんでね。

○副委員長（藤咲芙美子君） 本人にも行っているんですよ。

○委員長（加藤木 直君） 本人には行っています。ただ推薦したところの組織に行って

いないということなので、その組織に対しても、同様の内容のものを送ってほしいということで、それは大丈夫ですかね。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 杉山さんに送ったやつの写しを入れて。

○委員長（加藤木 直君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 杉山議員宛に送った通知の写しを持って、こういう通知をいたしましたというのでよろしいでしょうか。

○委員（関 誠一郎君） それでいいんじゃないの。

○委員長（加藤木 直君） じゃ、それはお願いします。

ほかにございますか。

猿田委員。

○委員（猿田正純君） 今の杉山さんが桂支部のほうから提出された支部推薦書というのは、あれ見せてもらったんですか。

○選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 前回の資料の中に党派証明書がそれにあたります。

○委員（猿田正純君） また見られるか。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 今出しますので、少々お待ちください。

〔発言する者あり〕

○委員（猿田正純君） 出ましたか。

そうしたら、前三村さんが自民党の公認のやつ取ったじゃないですか。そのときのこの党派所属証明書、これとこの様式は全く同じですか。

○委員（三村孝信君） 覚えているわけじゃないですね。

○委員（猿田正純君） だって、証明もしていないこの書類を持っているほうがおかしいですね、県のほうで。

○委員（三村孝信君） 今これだって、ダウンロードで、ネットでできちゃうんじゃないか。

○議長（片岡藏之君） これは選管から出た紙でしたか。

○選挙管理委員会書記（塩澤友則君） そうです。

○議長（片岡藏之君） この紙はね。だから、自民党が出してる党派所属証明というのは……。

○委員長（加藤木 直君） そうか、選管の様式だな。

○委員（猿田正純君） 名前が違うわけですからね。

○委員（三村孝信君） これそうだよ。なんか一式入っていて、これに申請して党からの証明書というのがあって、これに添付して、だからこれに添付するんだろう、実は。

○選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 共産党さんとか公明党さんとかは、この様式は一切使わないで、党側で使っている様式で出てくるので、公選法上の記載事項が満たしていれば、当然縦書き横書き様式等は、必ずこれじゃなくちゃというのはそこまでは決まって

いないので、必要事項が書いてあれば、それは党側の様式ということもあります。

○委員（三村孝信君） これは1人で書いているよな。

だから、この支部で勝手に推薦しちゃうというこういうやり方自体が、これがアウトなのよ。そういうことだよな。この様式が云々というよりも、動機と手続がもうその時点で駄目だということだよな。

○委員（猿田正純君） 私はこれを書いた人にも聞きたいですね。

○委員長（加藤木 直君） 印鑑も同じような印鑑だね。

○副委員長（藤咲芙美子君） ネットから引き出せるというのはやらないほうがいいと思うよ。

○委員（猿田正純君） いや、ネットじゃないみたいです、これは。選管の書類あるじゃないですか、一式。あの中に入っているような。

〔発言する者あり〕

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 藤咲さんもそうですけれども、もう既に内容が同じ状態で、書体とか大きさ変わっていますけれども、必要事項が全部定められた状態で、共産党さんとかはもうちゃんとそれでもう党でつくっているんで、最初から出して。

○選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 公明党さんなんか縦書きだった記憶ですけれども。一応今の時代なので、選挙に関係する様式は、町の選管のホームページに選挙のときにアップしておいて、ダウンロードして、各候補者が出しています。

○委員長（加藤木 直君） 証明書は政党支部が書くものだよな、証明書だから。その中に、杉山さんが訂正したらおかしいよね。

○委員（三村孝信君） これ何を訂正してあるの。

○委員（猿田正純君） 日にちじゃない。

○委員（三村孝信君） 前は何て書いてあるんですか。

○副委員長（藤咲芙美子君） 24と書いてあるのを間違って25にしちゃったんじゃない。

○委員（猿田正純君） 月と日にち間違っています。

○委員（三村孝信君） 8年の24月にしちゃったんだ、なるほど。

○委員（関 誠一郎君） 同一人物じゃないのか。

○委員（三村孝信君） これひょっとするとあれじゃないの、選管に指摘されて、持ってきた人が直していないのか、これ。

○選挙管理委員会書記（塩澤友則君） ここの日付までは多分当時は間違っではなかったと思います。

当時は間違っていないということになると、そうですね、ここの内容最初からだったか、すみません、そこまでちょっと。

○委員（三村孝信君） これ持ってきたのって杉山さんじゃないでしょうよ。

○選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 違います。

○委員（三村孝信君） 杉山さんの印鑑を預かってきているんじゃないのか。それで指摘されたんで直して、そこで押しちゃったんじゃないのか。

〔発言する者あり〕

○委員長（加藤木 直君） ということで、その他です。
他にございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木 直君） なければ、事務局のほうで。

○議会事務局長（興野友宣君） 私のほうでも、確認、じゃ、させてもらおうと、今度6月9日の3時半から、これは議会運営委員会が終わってからなんですけれども、本人及び今日集まれた委員さんに、今度の特別委員会の通知をします。それで、ただ、当該の議員さんが駄目だというときには、また6月12日のほうで、新たに通知を出し直したりとかする予定です。最終的に、そこも駄目だよとなったときには、6月16日の定年会初日終了後にということで通知を出そうと思っております。

そのようなことで確認なんですけれども、よろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局長（興野友宣君） 次は、私の番で大丈夫でしょうか。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

それと、ちょっと一つあれなんですけれども、そうしますと、最終的に、本会議の中で委員長から謝罪を受けると。その本会議は、初日定例会の初日のほうが初日か最終日どちらか、それちょっと事務局と調整していただいて。

○選挙管理委員会書記長（大津好男君） 分かりました。時間軸とか、冒頭なのか終わりなのかというのは、局長と相談するということでよろしいでしょうか。

○委員長（加藤木 直君） 調整していただいて、それで皆さんよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） それでは、以上で協議のほう終了いたしました。

閉 会

○委員長（加藤木 直君） ここで、閉会に当たりまして、副委員長よりご挨拶をいただきます。

○副委員長（藤咲芙美子君） 特別なやっぱり調査委員会ということで、皆さん審議がしっかりとされなければならないなというようなこと、これは明らかにしていくことが一つ一つ求められると思いますので、これからもまた慎重審議を続けていきたいなと思っております。今日はお疲れさまでございました。

○委員長（加藤木 直君） お疲れさまでした。

午後 2時45分閉会